

平塚市猫不妊及び去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野良猫の増加及びこれに伴う被害を防止するため、市内に生息する野良猫の不妊又は去勢の手術に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 この要綱に基づく補助の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 野良猫の不妊又は去勢の手術を実施する市内に住所を有する個人。
- (2) 地域の取り組みとして野良猫の不妊又は去勢の手術を実施する市内の自治会の長。

(補助対象からの排除)

第2条の2 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合は、補助金等の交付の対象としないものとする。

- 2 市長は、交付の決定を受けた者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。
- 3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の交付条件)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付条件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 申請に係る匹数が、5匹以下であること。ただし、自治会の取り組みとして申請する場合には、手術が必要な猫の匹数までとする。
- (2) この要綱に基づき不妊及び去勢の手術をした猫について、今後、動物愛護の精神をもって真摯に対応し、手術後は、当該猫を終生飼養できる者に引き渡すか、元の場所に返送し、その地域で管理を継続する場合は、近隣へ迷惑のかからないよう、糞尿の管理を行い、この猫が終生幸せに暮らせるよう、努力すること。
- (3) 捕獲及び手術に伴うトラブル等については、申請者が一切の責任をもって処理すること。
- (4) 手術は、神奈川県内で開業する獣医師のもとで実施すること。
- (5) 手術の対象となる猫が、獣医師が手術をするに相当と認めた、市内に生息する健康な野良猫であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる手術の区分に応じ当該各号に定める額又は実支出額(手術費用に限る。)の2分の1の額のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき4,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、猫不妊及び去勢手術補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」)により市長に申請しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合は、交付申請書(第1号様式)を使用するものとする。

(2) 申請者が自治会の長の場合は、交付申請書(第2号様式)を使用するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の有無を決定するものとする。この場合において、当該決定を猫不妊及び去勢手術補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(手術内容の変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた内容について、内容を変更しようとする場合又は当該補助金の交付の決定に係る手術を中止しようとする場合は、猫不妊及び去勢手術補助金変更(中止)承認申請書(第4号様式)に前条の交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更(中止)承認申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請を承認するか否かを決定するものとする。この場合において、当該決定を猫不妊及び去勢手術補助金変更(中止)承認決定通知書(第5号様式)により申請した者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定の日から起算して1箇月以内(当該決定の日が3月1日以降である場合にあつては、3月末日まで)にその申請に係る猫の不妊又は去勢の手術を受けなければならない。

(報告書の提出)

第9条 前条の規定により猫の不妊又は去勢の手術を受けさせた者は、猫不妊及び去勢手術補助金実施報告書(第6号様式)に手術費の記載された領収書又は明細書(いずれも原本で申請者名が記載されたもの)、第6条の交付決定通知書の写し及び第7条第2項の承認決定通知書の写し(第7条第1項の規定により承認申請書を提出した者に限る。)を添えて当該手術の日(当該申請に係る猫が複数の場合にあつては、当該申請に係る猫が最後に手術をした日)から1箇月以内(手術日が3月1日以降である場合にあつては、3月末日まで)に市長に提出しなければならない。

2 自治会の取り組みとして猫の不妊又は去勢の手術を受けさせた場合においてのみ、不妊又は去勢の手術を受けさせた猫が6匹以上となる場合は、猫不妊及び去勢手術補助金実施報告書（第6号様式）に加え、猫不妊及び去勢手術補助金実施報告内訳書（第6号様式別記1）を提出するものとする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定するものとする。この場合において、当該補助金の交付額を猫不妊及び去勢手術補助金交付確定通知書（第7号様式）により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた者は、猫不妊及び去勢手術補助金交付請求書（第8号様式）に前条の交付確定通知書の写しを添え、交付確定通知書の日付から二週間以内に市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、申請者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じざるものとし、申請者はこれに速やかに応じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下、施行日という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後の補助金の交付の申請から適用し、施行日前に受けた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。